

意見書

平成24年1月23日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうとちよだくうちさいわいちよう
住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6

号

(ふりがな) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
氏名

代表取締役社長 有馬 彰

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章		具体的内容
第4章携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放について	(2) 070番号の開放に伴う事業者対応について	<p>「選択中継サービスを利用して070番号へ発信する際には、発信先が携帯電話であることをあらかじめ070-Cにより識別し、070-Cが携帯電話の電話番号の場合は00XYから発信するよう周知することが適当である」とされております。選択中継サービスの利用にあたり、ダイヤル手順の変更のみならず、PBXへの新規番号帯の追加など、利用者側で必要となる対応について、総務省と関係事業者が連携し、070番号開放前に、適切な周知広報を行うことが求められると考えます。</p>
第5章携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について	(5) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について	<p>① 「直近の携帯電話とPHSの契約数の推移によれば、移動体通信市場において契約者獲得の競争が行われており、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入により、料金・サービス面における競争が更に進み、サービスの多様化や料金の低廉化が進む可能性がある」とされております。</p> <p>このように、番号ポータビリティ導入によって両サービス間の代替性が一層強まり、携帯電話事業者とPHS事業者間の競争が更に促進される今後の市場環境を考慮した場合、予め事業者間での公平な競争環境の整備が必要であると考えます。</p> <p>しかし、現在、携帯電話とPHSは制度上別のサービスと位置づけられております。例えば、全ての携帯電話事業者は接続料の算定等にあたり「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を踏まえた積極的な対応を求められておりますが、PHSは対象外となっております。</p> <p>この理由について、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」(情報通信審議会 H23.12.20)では、「PHSについては、制度創設当時、PHSの加入者数が携帯電話の加入者数総数の10%以下であったことや、ネットワークの大部分を地域固定網に依存する形態であったことから、市場への影響の程度に鑑み、二種指定設備の対象としなかったものである」とされています。</p> <p>しかしながら、PHS事業を展開するウィルコム社の加入者数は、携帯電話事業者の中で4番目の加入者数を有するイー・アクセス社を超えていること、及びウィ</p>

ルコム社のネットワークは地域固定網に依存する形態から独自網への切替が実施されることから、二種指定設備制度創設当時に比べて競争環境も変化しつつあり、番号ポータビリティの導入により、今後更に両者間の競争が促進されることを考慮すると、まずは、携帯電話とPHSについて、電波法等の技術方式の違いにより同一化が困難なものを除き、制度上、同一のサービスと位置づけるための制度整備を行った上で番号ポータビリティ導入時期を判断すべきであると考えます。

② 携帯電話とPHSの番号ポータビリティを実施する場合、「利用者保護の観点から、第5章で検討した選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないことを条件とすることが適当である」とされており、また「関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、選択中継サービスに対応することが求められる」とされております。

PHS事業者が選択中継サービスに対応するにあたっては、PHS事業者が設定する接続料も含め、関係事業者における過度な経済的負担なく接続開始準備が整うことが重要であり、番号ポータビリティの導入時期は、その事業者間協議の合意状況を踏まえた上で判断すべきであると考えます。

③ 「総務省や関係事業者は、携帯電話やPHS、固定電話の利用者に対し、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に関する周知広報に努める」とされております。

特に、選択中継サービスの利用にあたり、ACR機能付電話端末のダイヤル手順の変更やPBXへの新規番号帯の追加等の対応が利用者側で必要となることが予想されます。これら選択中継サービスの利用にあたり必要となる対応について、総務省と関係事業者が連携し、番号ポータビリティ開始前に、適切な周知広報を行うことが求められると考えます。